

第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって

第1節 社協による計画化の取り組み

桶川市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、昭和51年3月に社会福祉法人の認可を受け、以来地域福祉の推進を中心に据えて、今日まで様々な福祉活動を展開してきました。

わが国では、平成2年6月の社会福祉事業法の改正により、初めて同法第3条に社会福祉の計画的な推進が明記されました。それに先立って市社協では、「桶川市社協強化発展計画（平成2年3月）」（以下「強化発展計画」という。）の策定を終え、社協活動の計画的な推進を行ってきました。

強化発展計画の3年目となる平成4年には、計画の見直しを行う中で、民間福祉活動の全般的な方向性や具体的な活動の手立てを体系化・計画化した「地域福祉活動計画（平成5年7月）」（以下「活動計画」という。）を策定しました。この活動計画は、平成5年度から平成14年度までの10年間を期間とし、基本構想として『地域で支えあう福祉の人間性あふれるまちづくり』をスローガンに掲げました。

その後、平成15年度に、第2次活動計画を策定しました。この計画から計画期間を5年間と位置づけて、『誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり』をスローガンに掲げました。

続いて、平成20年度には『やさしさを感じるまちづくり』をスローガンに掲げた第3次活動計画を、平成25年度には『みんなでつながりみんなで支えあうまちづくり』をスローガンに掲げた第4次活動計画をそれぞれ策定し、民間サイドの視点に立った本市における地域福祉の推進に取り組んできました。

第4次活動計画では、基本計画の柱立てと重点目標を次

のように設定しました。

- 1 住んでいる地域を大切に
 - (1) 生活のつながりを持とう
 - (2) たすけあいを進めよう
- 2 できることをできるときに
 - (1) ボランティア・市民活動を広げよう
 - (2) いろいろな人に情報を伝えよう
- 3 まちづくり推進体制の強化
 - (1) 困っている方への迅速なサービス提供
 - (2) 組織強化と財源確保

そして、それぞれの重点目標の達成に向けた具体的な取り組み内容を定めた実施計画を立て、地域福祉活動の計画的推進に取り組んできました。

また、毎年、実施項目ひとつひとつの事業ごとに事業総括書を作成し、全体の進捗状況を確認表にまとめたものを、総合企画委員会において審議する中で、計画の進行管理を行ってきました。

第2節 第4次活動計画の評価

計画の進行管理については、計画策定にあたった「総合企画委員会」において、毎年の福祉活動の総括と評価を行ってきました。

平成29年度には、過去4年間の事業の進捗状況の評価を行い、結果としては、目標とした計画の約74%の進捗率となりました。(P32に評価表を掲載)

具体的には、「たすけあいを進めよう」及び「組織強化と財源確保」の項目においては、80%以上の進捗率を達成しました。

その一方で、「ボランティア・市民活動を広げよう」は、64%の進捗率にとどまっております。

第3節 今後の取組みの方向性

平成12年6月に社会福祉事業法が改正され、「社会福祉法」が制定されました。社会福祉法では、社会福祉のあるべき姿として「地域福祉」が掲げられ、この地域福祉の推進機関として社会福祉協議会が位置づけられています。

近年、社会環境の変化や家族構成の変化、人々の価値観やライフスタイルの変化などを背景に、地域の福祉課題は多様化かつ複雑化してきています。公的サービスのみで、そのすべてを対応していくことは、とても難しい状況になってきています。

また、「無縁社会」や「社会的孤立」等という言葉が出てきたように、地域の中でのつながりがなく、孤立死に至るなどの痛ましい出来事や、生活保護に至る前の生活困窮者の増加など、新たな諸課題への対応が急務となっています。

一方、平成23年3月に発生した東日本大震災以降、改めて地域の絆の大切さが見直されるなど、住民意識に大きな変化がもたらされてきております。

こうした社会情勢を踏まえて、地域で生活するすべての人が、安心していきいきとした生活を送れるよう、地域で暮らすみんながお互いにたすけあい、支えあう地域づくりを進めていく「地域福祉」の重要性が高まってきています。

当市では、平成27年3月に桶川市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）が策定され、「自助・共助・公助」の役割分担のもと、地域住民や市社協、そして市が連携や協働を図りながら、地域福祉の推進に取り組むことが示されました。

このような社会福祉や地域社会の動向を踏まえて、これからの地域福祉をどう推進していくのか、この活動計画に盛り込むべき内容について、前節で述べたこれまでの福祉活動の総括と評価をもとに、課題の整理を行い、今後の取

り組みの方向性を検討してきたものです。

第4節 計画の趣旨

第5次活動計画では、これまでの活動の蓄積や継続性を重視して、基本計画の柱立て及び重点目標は、第4次活動計画の内容を引き継ぐこととしました。

その上で、民間の福祉計画として当市の地域福祉づくりをどのように進めていくのか、地域福祉の推進機関である市社協に加えて、地域や団体の方々による活動の方向性を示すものとなっております。

そして、住民の方々がイメージしやすいスローガンを新たに設定し、今後どのような地域福祉活動の取り組みが必要なのか、できるだけ具体的に計画化したものです。さらに、従来から取り組んできている進行管理を引き続き行うことで、その活動がどのように進捗したかを検証し、その課題や成果を毎年チェックしていくこととしております。

第5節 計画の期間と進行管理

計画の期間については、第4次活動計画と同様、5年間（平成30年度から34年度まで）とします。ただし、今後の社会情勢や関連法制度などによる大きな変化が生じた場合には、必要に応じ計画を見直すものとします。

また、実施計画については、毎年の事業総括をもとに進捗状況の確認と事業評価を行い、引き続き総合企画委員会において進行管理を行っていきます。

第6節 計画の実現に向けて

地域福祉活動とは、すべての地域住民の幸せを求める活動です。行政や福祉サービス提供事業者が行うサービス活

動だけではなく、地域でのたすけあいや支えあいの活動などといった地域住民によって取り組まれる住民主体の活動が、とても大きな意味を持ちます。

このため、活動計画の実現に向けては、広く地域住民に対して計画の周知を図るとともに、地域福祉活動への参加と協力を積極的に呼びかけていくことが重要な取り組みと言えます。

市社協は、地域福祉推進の中核を担う組織として、関係機関や団体のほか、ボランティアグループや地区社協・自治会等の住民組織との連携や協働を通じて、地域福祉の推進のために、具体的な取り組みを示しながら、活動を展開していきます。また、地域福祉活動を包括的に把握し、活動の支援を行うとともに、中立かつ公平な立場を保ちながら、より一層の地域福祉の推進に寄与していきます。